

【件名】

中野区感染症予防計画について

【要旨】

感染症法の改正に伴い、次のとおり中野区感染症予防計画を策定するので報告する。

1 計画策定の背景

令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」と言う。）が改正され、感染症の発生及びまん延時における保健・医療提供体制の整備等が法制化された。

都は、これに対応するため、現行の「東京都感染症予防計画」（以下、「都予防計画」という。）に新たに保健・医療提供体制の確保等に係る数値目標等を加えて改正する予定である。

区においては、改正後の感染症法の規定により、都予防計画に即した予防計画の策定が新たに義務付けられた。

2 計画の位置付けと目的

この計画は、改正後の感染症法第10条第14項に基づく保健所設置市等の予防計画として策定する。

計画では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えた区の感染症予防に対する取り組みを明らかにする。

3 計画に盛り込む主な事項

(1) 主な項目

- ・区の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- ・病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- ・感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ・感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- ・緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

(2) 主な数値目標の設定項目

- ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- ・流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数

4 策定の流れ

計画は、都、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者、保健所設置市及び特別区等により構成される東京都感染症対策連携協議会において、専門性の確保を図り、都予防計画の内容を確認しながら作成する。また、計画案作成後は、区の実情に沿った計画となっているかどうか専門的な確認も含めて医師会等の関係団体への意見照会を行う。

5 今後の予定

令和5年11月	計画案の作成
令和5年12月	議会報告
令和6年1月	医師会等関係団体への意見照会
令和6年3月	計画策定、議会報告